

令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表

都道府県名： 奈良県
農業委員会名： 生駒市農業委員会

I 農業委員会の状況(令和6年4月1日現在)

※ 「I 農業委員会の現況」については、別紙様式1の内容を転記

1 農業委員会の現在の体制

任命・委嘱年月日 令和5 年 7 月 20 日			任期満了年月日 令和8 年 7 月 19 日		
農業委員数	農業委員			定数	実数
				定数	実数
			農地利用最適化推進委員	7	7

2 農家・農地等の概要

経営体数		農業者数(人)		経営体数(経営体)	
総農家数	704	基幹的農業従事者数	230	認定農業者	7
農業経営体数	231	女性	66	基本構想水準到達者	0
※ 直近の「農林業センサス」又は「農業構造動態調査」に基づいて記入		40代以下	6	認定新規就農者	1
		※ 直近の「農林業センサス」又は「農業構造動態調査」に基づいて記入		農業参入法人	4
				集落営農経営	0
				特定農業団体	0
				集落営農組織	0
				※農業委員会調べ	

単位:ha

	田	畑				計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	315	29	29			344

※ 直近の「耕地及び作付面積統計」に基づいて記入

Ⅱ 最適化活動の実施状況

【農業委員会の実績及び点検・評価結果】

※ 「現状及び課題」及び「目標」については、別紙様式1の内容を転記

1 最適化活動の成果目標

(1)農地の集積

①現状及び課題

現状	管内の農地面積(A)		これまでの集積面積(B)		集積率(B)／(A)	
	344	ha	9.8	ha	2.8	%
課題	担い手(認定農業者、認定新規就農者)の多くが、市内北地区を中心としている。					

※1 農地面積は、直近の「耕地及び作付面積統計」における耕地面積を記入

※2 「農地の集積」は、経営局長通知の別表1に掲げる者への農地の集積をいう

※3 「集積面積」は、局長通知別表1に掲げる者へ集積された農地の面積をいう(以下同じ。)

②目標

農地の集積の目標年度	令和15年度	集積率	34%
今年度の新規集積面積	1ha	農地面積(C)	344ha
今年度末の集積面積(累計)(D)	10.80ha	(目標)今年度末の集積率(E)=(D)／(C)	3.1%

※ 農地の集積の目標年度及び農地集積率には、設定した目標の根拠とした目標の目標年度及び当該目標年度における農地集積率を記入

③実績

今年度の新規集積面積	0.9ha	農地面積(F)	344ha
今年度末の集積面積(累計)(G)	11ha	今年度末の集積率(H)=(G)／(F)	3.1%
目標に対する達成状況(H)／(E)	99.1%		

農業委員会の点検結果	少しずつではあるが、農地の集積はできている。
------------	------------------------

※1 今年度の新規集積面積は、当該年中の集積面積(フロー)を記入

※2 今年度末の集積面積(累計)は、年度末時点の集積面積(ストック)を記入

(2)遊休農地の発生防止・解消

①現状及び課題

現状	直近の利用状況調査により判明した遊休農地の状況		
	1号遊休農地面積		
		うち緑区分の遊休農地面積	うち黄区分の遊休農地面積
	25ha	13ha	12.0ha
市内は山谷の地形が多く、農作物で連携を取ることが難しく、ばらばらな経営であり、業として先細りが著しい。農地として経営困難な原野化、山林化の著しい農地は非農地判定を強く進め農地のスリム化を図る。			

②目標

ア 既存遊休農地の解消

a 緑区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積	21.0ha
緑区分の遊休農地の解消目標面積(C)	4.0ha

※ 緑区分の遊休農地の解消目標は、令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積の5分の1の面積を記入

b 黄区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における黄区分の遊休農地	16.0	ha
黄区分の遊休農地の解消のための工程表の策定方針	県・市・担い手農地サポートセンター等と協議し、工程表を策定する。	

イ 新規発生遊休農地の解消

前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積	2.0	ha
---------------------------	-----	----

③実績

ア 既存遊休農地の解消

a 緑区分の遊休農地の解消

今年度の緑区分の遊休農地の解消実績面積(D)	2.6	ha
今年度の目標に対する達成状況(D)/(C)	65.0	%

b 黄区分の遊休農地の解消

黄区分の遊休農地の解消に向けた工程表の策定状況	工程表作成に向けて、取り組んでいるところです。
-------------------------	-------------------------

イ 新規発生遊休農地の解消

前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消実績面積	0.0	ha
---------------------------	-----	----

④その他

農地の利用状況 調査	調査実施時期		調査結果取りまとめ時期	
	令和6年7～11月		令和6年12月	
	1号遊休農地の面積	18.7 ha	うち緑区分の遊休農地	9.2 ha
			うち黄区分の遊休農地	9.4 ha
農地の利用意向 調査	調査実施時期		調査結果取りまとめ時期	
	令和7年2月		令和7年3月	

農業委員会の点検結果	利用状況調査及び意向調査を実施している。
------------	----------------------

(3)新規参入の促進

①現状及び課題

現状	令和3年度新規参入者		令和4年度新規参入者		令和5年度新規参入者	
	1	経営体	1	経営体	0	経営体
	0.2	ha	0.2	ha	0.0	ha
課題	軽い気持ちで就農を目指す方も多く、面談や書類手続きなどで資質、意欲を見抜く必要がある。また、就農を始めたとしても、すぐに離農される方もいる。					

※ 現状欄は、直近3年度の新規参入した経営体数と当該経営体に集積した農地面積を記入

②目標

権利移動面積	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平均
	2 ha	3 ha	3 ha	3 ha
新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積(A)	0.3 ha			

※1 過去3年間の権利移動面積は、農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項に基づく許可及び農業経営基盤強化促進法第19条に基づき公告された農用地利用集積計画による権利移動面積(有償所有権移転(所有権に基づいて耕作の事業に供していたものに限る。)及び賃借権の設定並びに利用権の設定に限る。)を記入

※2 目標面積は、過去3年度の権利移動面積の平均の1割以上を記入

③実績

新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表した農地の面積(B)		0.0	ha
公表URL		(その他の公表方法)	
目標に対する達成状況(B)/(A)		0.0	%
(参考)新規参入者の参入状況	参入経営体数	9	経営体
	取得農地面積	3.8	ha

農業委員会の点検結果	6年度は9組の新規参入
------------	-------------

※ 参入経営体数は、農地を取得して新たに農業に参入した経営体数を記入

2 最適化活動の活動目標

(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標

1人当たりの活動日数	6	日／月	最適化活動を行う農業委員の人数	9	人
			農地利用最適化推進委員の人数	7	人

(2)活動強化月間の設定

①目標

活動強化月間の設定回数	5	回
-------------	---	---

取組時期	取組項目	強化月間の内容
令和6年8月	②遊休農地の解消	利用状況調査を実施する。農業委員、農地利用最適化推進委員、事務局が区域毎に概ね2日間ずつ利用状況調査を行う。その後は、農地利用最適化推進委員、農業委員が共同または単独で利用状況調査を行ったり、調査中に耕作指導と意向調査を実施する。(地図およびタブレット、調査票などを活用)
令和6年10月	②遊休農地の解消	非農地判定対象農地の調査を実施する。
令和6年11月	③新規参入の促進	新規就農者を中心に就農支援、農地斡旋を行う。
令和7年2月	②遊休農地の解消	利用状況調査期間に意向をヒアリングできなかった農家に対し意向調査を行う。また期限までに回答の無かった農家には委員が訪問しヒアリングを行う。(地図およびタブレット、調査票などを活用)
令和7年3月	①農地の集積	担い手等を中心に農地の斡旋を行う。

※1 取組項目欄は、①農地の集積、②遊休農地の発生防止・解消、③新規参入の促進のいずれかを記入

※2 強化月間の内容欄は、活動強化月間の具体的な取組の内容を記入

②実績

活動強化月間の設定回数	4	回
-------------	---	---

取組時期	取組項目	強化月間の結果
令和6年8月	②遊休農地の解消	農業委員、農地利用最適化推進委員、事務局が区域毎に概ね2日間ずつ利用状況調査を行った。その後は、農地利用最適化推進委員、農業委員が共同または単独で利用状況調査を行ったり、調査中に耕作指導と意向調査を実施した。(地図およびタブレット、調査票などを活用)
令和6年11月	②遊休農地の解消	非農地判定対象農地の調査を実施した。
令和6年11月	③新規参入の促進	新規就農者を中心に就農支援、農地斡旋を行った。
令和7年2月	②遊休農地の解消	利用状況調査期間に意向をヒアリングできなかった農家に対し意向調査を行った。また期限までに回答の無かった農家には委員が訪問しヒアリングを行った。(地図およびタブレット、調査票などを活用)
令和7年3月	①農地の集積	担い手等を中心に農地の斡旋を行った。

※ 強化月間の結果欄は、強化月間に行った具体的な取組の内容とその結果生じた効果等の内容を記入

(3)新規参入相談会への参加

①目標

新規参入相談会への参加回数	2回
---------------	----

開催時期	R6.7.27 R7.2.1	相談会名	農のマッチングフェア なら就農相談フェア
参加者数	1	開催場所	大阪市内、奈良市内
相談会の内容	スキルのある新規就農者の掘り起こしと、就農希望者のスキルアップ指導を行う。(ブースを設け、面談を行う。) 事務局主催の市内農園見学会を開催し、貸付希望地を新規就農希望者に対し案内。 また、既就農者による就農活動説明(経験談など)を受けてもらう。 ※農のマッチングフェア、なら就農相談フェア及び農園見学会などを予定。		
開催時期	令和6年11月	相談会名	就農、あっせん相談会
参加者数	1	開催場所	北コミュニティセンター
相談会の内容	市の農業祭開催時にブースを設け、就農希望者を募る。また既存の担い手や農業者にも声をかけ、農地のあっせん希望を募る。(貸付け希望のある農地のリストまたは地図、また新規就農者向け資料等を準備する) 農業祭当日に向け、ホームページ等で案内する。リアクションの電話があった熱心な希望者に対して予約受付をする。主に事務局が行うが、希望のあった地区の農業委員、農地利用最適化推進委員にも随時同席してもらうこともある。		

※1 新規参入相談会への参加回数欄は、推進委員等が1名以上参加する相談会の数を記入
(参加者数によらず、1名以上が参加する新規参入相談会ごとに1回とする)

※2 複数の新規参入相談会に参加する場合は、適宜、開催時期以下の欄を追加する

②実績

新規参入相談会への参加回数	3回
---------------	----

開催時期	7月及び3月	相談会名	農のマッチングフェア
参加者数	17	開催場所	大阪市内
相談会の内容	スキルのある新規就農者の掘り起こしと、就農希望者のスキルアップ指導を行った(ブースを設け、面談を行った。) 事務局主催の市内農園見学会を開催し、貸付希望地を新規就農希望者に対し案内。 また、既就農者による就農活動説明(経験談など)を受けてもらう。		
開催時期	11月	相談会名	就農相談会
参加者数	3	開催場所	北コミュニティセンター
相談会の内容	市の農業祭開催時にブースを設け、就農希望者を募った。また既存の担い手や農業者にも声をかけ、農地のあっせん希望を募った。(貸付け希望のある農地のリストまたは地図、また新規就農者向け資料等を準備した)		

※1 新規参入相談会への参加回数欄は、推進委員等が1名以上参加した相談会の数を記入
(参加者数によらず、1名以上が参加した新規参入相談会ごとに1回とする)

※2 複数の新規参入相談会に参加した場合は、適宜、開催時期以下の欄を追加する(評価点欄は追加しない)

目標の達成状況の評価

目標に対して期待を(やや)下回る結果になった。

※ 別表に基づいて成果目標及び活動目標の各目標の達成状況に対する評価を記入

【推進委員等の点検・評価結果】

評価	推進委員等の人数
目標に対し期待を大幅に上回る結果が得られた	
目標に対し期待を上回る結果が得られた	
目標に対して期待どおりの結果が得られた	16
目標に対して期待を(やや)下回る結果となった	

※ 別表に基づいて成果目標及び活動目標の各目標の達成状況に対する評価ごとの該当する推進委員等の人数を記入

Ⅲ 事務の実施状況

都 道 府 県 名：奈良県
農 業 委 員 会 名：生駒市農業委員会

1 総会、部会の開催実績

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考(定例開催以外の理由)
総会	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
〇〇部会													
△△部会													

※ 総会又は部会の月ごとの開催回数を記入

2 農地法第3条に基づく許可事務

1年間の処理件数		29 件	うち許可	29 件		
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から	21 日	処理期間(平均)	15 日
	総会開催日の公表	公表している		申請書締切日の公表	公表している	

3 農地転用に関する事務(意見を付して知事への送付)

権限移譲の状況 (当てはまるものに○)		・農地法第4条第1項の規定に基づく指定市町村に指定				
		・地方自治法第252条の17の2第1項に基づき市町村長へ事務委任				
		・地方自治法第180条の2に基づき市町村長から農業委員会へ事務委任				
1年間の処理件数		6 件	うち許可相当	6 件	うち不許可相当	0 件
処理期間		標準処理期間	申請書受理から	28 日	処理期間(平均)	21 日

4 違反転用への対応

現 状	管内の農地面積	年度末時点の違反転用面積
	344 ha	ha
違反転用解消のために 実施した活動内容		
実 績	違反転用解消面積 ha	

- ※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
- ※2 違反転用面積は、管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定に違反して転用されている農地の面積を記入
- ※3 活動内容は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等について具体的に記入